

鉄鋼業界

EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル

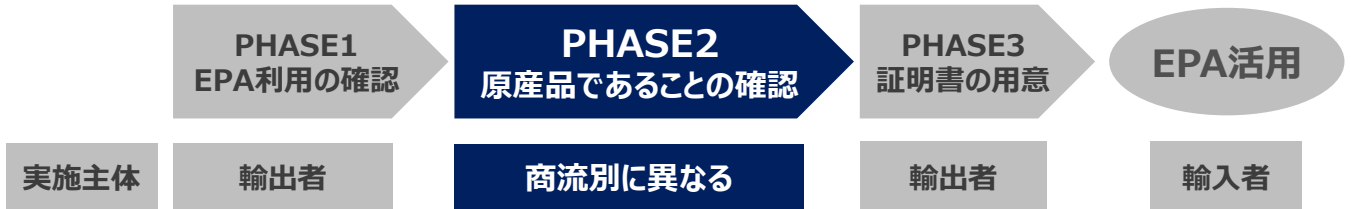
生産者編

本マニュアルについて (1/3)

日本から輸出した産品が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手順フローが異なります。

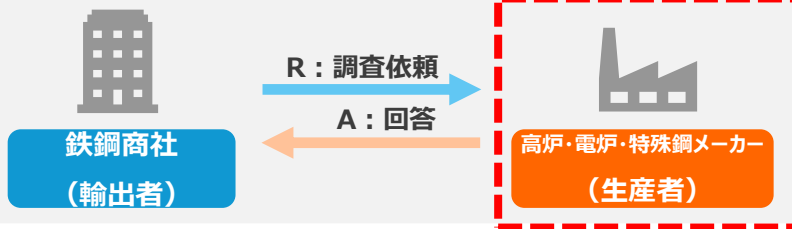
鉄鋼業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、鉄鋼業界の生産者の立場の方が実施すべき事項に的を絞って解説しています。



▶ 鉄鋼業界における主な商流パターンにおけるPHASE2の違い

パターン①

鉄鋼メーカーが生産した産品が、そのまま輸出されるケース



各冊子 参照

商社
の方向け
冊子

生産者
の方向け
冊子

パターン②

鉄鋼メーカーが生産した産品が、鉄加工業者にて加工されるケース

※必要に応じて、材料の原産品の調査依頼が発生



パターン③

鉄鋼メーカーが生産した産品が、自動車メーカー等の製造部品の一部となるケース



本マニュアルについて（2/3）

本マニュアルは、JAFTAS®を利用することを前提とした解説書となっています。

※背景が青色のページが、JAFTASのシステム操作に関する解説ページです。

※JAFTASにログインするには、既存ユーザーにてユーザー登録を行い、ログイン用のメールアドレス・パスワードが必要となります。初めて利用する場合には、社内のJAFTAS管理者（又は既存ユーザー）に確認をしてください。



※システム操作やその他EPAの利用に関する不明点は、以下のリンクよりマニュアルをご参照いただくか、又はJAFTASサポートデスクへお問合せください。

■ JAFTASについて

<https://jaftas.jp/jaftasfeature/>

■ JAFTASマニュアル

<https://jaftas.jp/jaftasmanual/>

■ JAFTASサポートデスク

☎ 03-5219-8761

✉ jaftas_support@tktc.co.jp

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00を除く)

用語解説

JAFTAS画面上に表示されるEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPごとに、JAFTASの操作に関する解説ページ（背景青色）の後に入れています。単語の意味が不明な場合等には、適宜参照してください。

本マニュアルについて (3/3)

パターン①②③

生産者

(高炉・電炉メーカー、鉄加工業者)

輸出者 (鉄鋼商社)

PHASE 2 原産品であることの確認

A
Answer

依頼の受信

同意通知

サプライヤー証明書

D
Determine

原産資格調査

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

STEP2

品目別原産地規則 (原産品と判断するための基準) を選ぼう！

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

日本商工会議所への
原産品判定依頼

日商からの承認をもって
確認完了！

自社で原産品であること
の確認完了！

日本商工会議所での
同意通知の手続き

A
Answer

回答の送信

同意通知

サプライヤー証明書

R
Request

原産資格調査の依頼

STEP1

依頼の送信

回答方法：
同意通知 or
サプライヤー証明書 (輸出品)

※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

STEP2

回答の受信

PHASE 3 証明書の用意

証明書の用意

※自己証明制度において、生産者が自ら申告書を作成するケースもありますが、本マニュアルでは生産者ではなく輸出者が申告書を作成することを前提としています。

+a

その他の対応事項

生産者

PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~44)

PHASE2の目的	P9
作業手順	P9
例題	P10

A
Answer

依頼の受信

A : 依頼の受信でやること	P12
作業手順	P12
JAFTAS操作方法	P13

D
Determine

原産資格調査

D : 原産資格調査でやること	P20
作業手順	P20

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

JAFTAS操作方法	P21
------------	-----

STEP2

品目別原産地規則
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

JAFTAS操作方法	P22
------------	-----

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

JAFTAS操作方法	P25
------------	-----

▶CTCルールをクリアしなかった場合の対応方法

1. 救済規定の適用	P31
------------	-----

2. 材料の原産性を立証	P32
--------------	-----

D

Determine

原産資格調査

回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼 P34

日本商工会議所での同意通知の手続き P38

JAFTAS操作方法 P40

A

Answer

回答の送信

A：依頼の送信でやること P42

作業手順 P42

JAFTAS操作方法 P43

その他の対応事項

(P45~48)

(1) その他の対応事項 P47

(2) 当局による調査について P48

マニュアル中の用語解説

JAFTAS画面、及びマニュアル文中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語解説、確認方法の解説をしています。

用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

用語解説

PHASE 2

回答方法	P12
第三者証明制度	P15
自己証明制度	P15
同意通知	P16
サプライヤー証明書（輸出品）	P16
サプライヤー証明書（構成品）	P16
HSコード	P17
HS年版	P17
事前教示	P17
輸出品/構成品	P18
新規/定期原産性維持確認/再依頼	P18
品目別原産地規則	P18
CTCルール	P23
デミニマスルール	P31

その他の用語

FTA Port 用語集 <https://jaftas.jp/word/>

確認方法

PHASE 2

材料のHSコード	P29
----------	-----

PHASE

2

原産品であることの確認

PHASE2
の目的

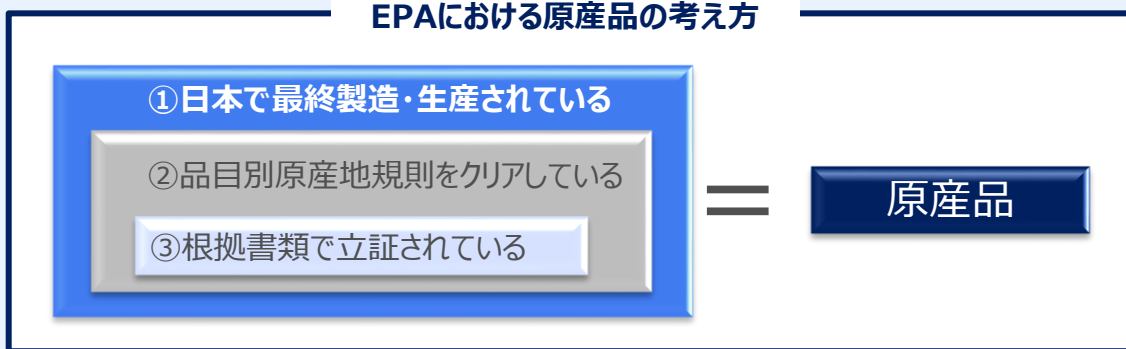
調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう！

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が日本の「原産品」であることが必要不可欠です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

EPAにおける原産品の考え方



これらのルールを満たしているかどうかの確認を行うことができるのは、原則として、生産情報を把握している生産者の皆さんです。納品先からの依頼に応じて、自社で生産した産品が日本の原産品かどうかを確認し、結果を連絡しましょう。



作業手順

輸出者とのやり取りに関わる部分「A」と、自社内における調査の部分「D」の大きく2つの要素があり、以下の流れに沿って進めます。

A

Answer

依頼の受信

- 輸出者から受信した依頼事項の内容を確認します

D

Determine

原産資格調査

- 3つのステップに沿って、原産品であるかどうかの確認、立証を行います

A

Answer

回答の送信

- 希望回答方法に応じて、必要な手続き/書類の作成を行い、依頼者へ回答を送信します

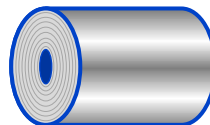
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

(輸出者) この製品について、EPAを使いたいです！
JAFTASで依頼を送信したので、原産品かどうかを確認してください。

産品 : 冷延コイル
輸出先 : オーストラリア
HSコード : 7209.16
協定 : 日オーストラリア協定



▶ 商流



(輸出者)

株式会社XYZ商事



(生産者)

ABC鉄鋼株式会社

PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~44)

A
Answer

依頼の受信

A : 依頼の受信でやること

P12

作業手順

P12

JAFTAS操作方法

P13

D
Determine

原産資格調査

A
Answer

回答の送信

+α

その他の対応事項

(P45~48)

A：依頼の受信
でやること

調査対象品の情報と回答方法を知ろう！

依頼者から送付された「依頼」には、生産者である皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その内容を確認し、依頼者が希望する原産品であることの「回答方法」が何であるのかを確認します。



作業手順

以下の手順で確認を行います。

- 調査回答・回答送信(A) のメニューから対象の回答IDを開き、依頼事項の内容を確認し、依頼の「受付」を行います

次のページから、JAFTASの画面に沿って操作方法を解説していきます！ ▶▶▶

用語解説

回答方法とは

回答方法とは、同意通知やサプライヤー証明書等、依頼先がどのような形で原産性であることの結果を受け取りたいかを伝えるための項目です。

回答方法	荷姿	証明制度	日商手続きの有無	期限の設定
同意通知 用語解説	輸出品	第三者証明制度 用語解説	有り	同意通知期限 (必須)
サプライヤー証明書 (輸出品) 用語解説	輸出品	自己証明制度 用語解説	無し	サプライヤー 証明書の期限 (任意)
サプライヤー証明書 (構成品) 用語解説	構成品	第三者証明制度/ 自己証明制度	無し	



ポイント

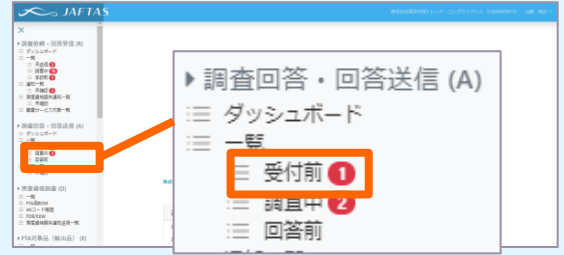
これが、**作業のゴール (= 回答すべき事項)** です！

※同意通知、各サプライヤー証明書の用語解説はP16を参照してください。

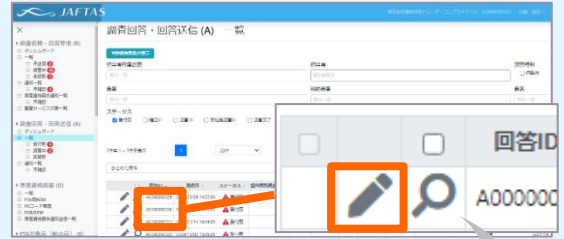
※同意通知の場合は、同意通知先となる輸出者の企業名と日商企業登録番号も併せて記載されています。

まずはじめに・・・依頼者から送付されてきた「原産資格調査の依頼」を確認します。

1) メニューから調査回答・回答送信(A) > 受付前をクリック



2) 一覧画面にて、必要に応じて検索を行い、対象IDの
✎マークをクリック



3) 『作業担当者』部にて当操作を行う担当者名を選択 (任意)
▶「自分」をクリックするとログインしているユーザーの情報が反映されます

4) 『依頼情報』部にて依頼内容を確認
参照：操作マニュアル A2) [調査回答・回答送信(A) 詳細] 画面

✎ 調査回答・回答送信 (A) 受付 ID : A0000032521

受付前 → 確認中 → 調査中 → 支給品調査中 → 調査完了 → 回答完了承認待 → 回答済 → 承認済

回答期限: 2022/08/18 | 回答方法: 同業通知

作業担当者

担当者名 回答方法と回答期限が表示されます

依頼情報

依頼ID R000000XXXX	企業ID C0000000XXXX
依頼者 株式会社XYZ商事	事業部名
担当者 鈴木 花子	電話番号
所属部署 海外営業部	メールアドレス xyz@xxxx.co.jp
品番 Steel Products	
品名 (英) COLD ROLLED STEEL	品名 (日) 冷延コイル
協定 日オーストラリア協定	輸入通関国 オーストラリア
HSコード 720916 <input type="button" value="用語解説"/>	HS年版 2012

品目別原産地規則

選択可能な品目別規則は自動表示されます

詳細	条件
CTH	第七二・〇八項又は七二・一一項の材料からの変更を除く。

5) 『調査内容』部に調査対象品の自社品番・品名を入力

▶※の項目は入力／選択必須です

▶右端の「依頼情報からコピー」をクリックすると『依頼情報』部の品番と品名をコピーできます

6) 仕入先は内製品（自社名）を選択

この後のD：原産資格調査の材料の登録において鉄鋼用BOMを利用する場合には、品番は、FTA用BOMに登録のある品番を入力します。

調査内容		依頼情報からコピー
品番※	入力 or 「依頼情報からコピー」をクリック	補助品番
品名 (英) ※ ※日・英どちらか必須	入力 or 「依頼情報からコピー」をクリック	品名 (日) ※ ※日・英どちらか必須
仕入先※	「内製品+自社名」を選択	

7) 画面最下部の「受付」をクリックして受付完了

一覧へ戻る

受付

8) 5) と6) で入力した内容が『調査内容』部に反映されていることを確認し、画面最下部の「▶原産資格調査 作成」をクリック

調査内容	
品番	Steel Products

一覧へ戻る 編集 ▶原産資格調査 作成 原産資格

D：原産資格調査
へ自動的に進みます

用語解説

第三者証明制度とは

日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度です。

自己証明制度とは

日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度です。

＜協定と証明制度＞

協定名		証明制度	
		第三者証明制度	自己証明制度
1	日シンガポール協定	○	
2	日メキシコ協定	○	
3	日マレーシア協定	○	
4	日チリ協定	○	
5	日タイ協定	○	
6	日インドネシア協定	○	
7	日ブルネイ協定	○	
8	日フィリピン協定	○	
9	日スイス協定	○	
10	日ベトナム協定	○	
11	日インド協定	○	
12	日ペルー協定	○	
13	日オーストラリア協定	○	○
14	日モンゴル協定	○	
15	日EU協定		○
16	日米貿易協定		○
17	日英協定		○
18	日アセアン協定	○	
19	TPP11協定		○
20	RCEP協定	○	○

用語解説

同意通知とは

第三者証明制度の場合には、原産地証明書は日本商工会議所が発給します。このため、輸出者は、日本商工会議所に対して原産地証明書の「発給申請」の手続きが必要となります。

日本商工会議所は、原産地証明書の発給に先立ち、産品が原産品であることの“判定”を行い、判定の結果、原産品であると認められる場合には、判定の“承認”をします。

輸出者と生産者が異なる場合、生産者が日本商工会議所に判定を依頼し、判定承認を受けた後に、輸出者に対してその承認結果の利用を許可することで、輸出者が原産地証明書の発給を行うことが可能になります。生産者が承認結果の利用を輸出者へ許可するための手続きを「同意通知」と言います。

※日本商工会議所における一連の手続きは、全て日本商工会議所の発給システム上で行われます。

※発給システムを利用するためには、「企業登録」が必要です。

※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

日商の企業登録について（利用協定が第三者証明制度の場合）

上記の通り、第三者証明制度の場合には、日本商工会議所が輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給します。この時、必要な手続きは日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書 発給システム」（以下、発給システム）と呼ばれるインターネット上のウェブサイトを通じて行います。

「発給システム」を利用するためには、事前にユーザー登録（ログインIDとパスワードの入手）の手続きが必要となります。この手続きを「企業登録」と呼びます。

まだ企業登録を行っていない場合は、手続きを行ってください。なお、IDとパスワードは1社につき1つが発行されるので、過去に自社で企業登録を行っている場合には、新たに行う必要はありません。

詳しくは、日本商工会議所のHPを確認してください。※企業登録が完了するまでには、通常2週間程度かかります。

<日本商工会議所HP>

「企業登録」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

用語解説

サプライヤー証明書（輸出品）とは

サプライヤー証明書（輸出品）は、輸出品がEPAにおける原産品である旨の、輸出品の生産者による宣誓書を言います。生産者が、輸出品がEPAにおける原産品であることを証明し、輸出者に対して、輸出品が原産品であることを宣誓する際に発行するもので、原則として、利用協定が自己証明制度の場合に必要な文書です。

※商流パターン①、②の場合にあり得ます。

用語解説

サプライヤー証明書（構成産品）とは

サプライヤー証明書（構成産品）は、輸出品を構成する部品や材料（以下、構成産品）が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成産品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成産品の生産者が、当該構成産品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成産品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

※商流パターン②、③の場合にあり得ます。

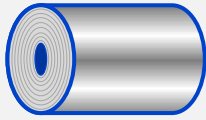
用語解説

HSコードとは

貿易取引（輸出入通関手続き）において使用される、物品を特定するためのコード（番号）です。「HS条約」という国際条約において定められたルールに基づいて、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めていますが、EPAにおいては6桁の数字が用いられます。

*HS : Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：冷延コイルのHSコード
7209.16



72	7209	7209.16
類(上2桁) (Chapter) 鉄鋼	項(上4桁) (Heading) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	号(上6桁) (Sub-Heading) 厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの

用語解説

HS年版とは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを使用する必要があります。各協定とHS年版の対応表は以下の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)		2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2	RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

用語解説

事前教示とは

事前教示制度とは、関税分類（HSコードの決定）について、輸入国税関へ輸入前に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。輸出者側で事前教示を得ている場合には、当該項目は「有り」となります。

HSコードは6桁までが世界共通ですが、同じ製品でも各国税関や担当者によって解釈の違いが発生することがあります。解釈の違いが発生した場合、EPAにおいては原産地証明書を受理する輸入国税関の判断が優先されるため、輸出者は、輸入国税関からの事前教示を得るケースがあります。

用語解説

輸出品/構成品とは

「輸出品」

調査依頼を受けた産品が、国内でさらに加工等されることなく、そのまま海外へ輸出されるケースです。

「構成品」

調査依頼を受けた産品が、そのまま海外へ輸出されるのではなく、国内で輸出品等の材料として使用されるケースです。

用語解説

新規/定期原産性維持確認/再依頼とは

「新規」

過去に原産性確認の依頼を行っておらず、初めての依頼であるケースを指します。

「定期原産性維持確認」

過去の調査結果が「原産」であったものについて、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認するケースを指します。(第三者証明制度の場合の同意通知や、サプライヤー証明書(輸出品)の有効期限の更新についても同様の区分になります。)

「再依頼」

過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースを指します。

なぜ、過去に調査した産品であっても再度調査を依頼されるのでしょうか？

繰り返し輸出される産品については、輸出者から、対象産品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるためです。過去に調査済みの産品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直してください。

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、産品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールのことです。鉄鋼産品の分野では、主に「CTCルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコード(協定年次版HSコード)ごとに定められています。

用語解説

CTCルール
(関税分類変更基準)

※用語解説はP23参照

キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

用語解説

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。

PHASE 原産品であることの確認 (P8~44)

A
Answer

依頼の受信

D
Determine

原産資格調査

D : 原産資格調査でやること

P20

作業手順

P20

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

JAFTAS操作方法

P21

STEP2

品目別原産地規則
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

JAFTAS操作方法

P22

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

JAFTAS操作方法

P25

▶ CTCルールをクリアしなかった場合の対応方法

1. 救済規定の適用

P31

2. 材料の原産性を立証

P32

回答方法 : 同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼

P34

日本商工会議所での同意通知の手続き

P38

JAFTAS操作方法

P40

A
Answer

回答の送信

A : 依頼の送信でやること

P42

作業手順

P42

JAFTAS操作方法

P43

+a

その他の対応事項

(P45~48)

D : 原産資格調査
でやること

調査対象品が日本の原産品であるかどうかを確認しよう！

EPAにおいて、原産品となるためには、P9の3つの条件を満たす必要があります。ここでは、社内の生産関連資料が必要となりますので、必要に応じて他の部署の協力も仰ぎながら進めてください。



作業手順

大きく以下の3つのステップに沿って進めます。

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

- 調査対象品の生産工場を確認、入力します

最終製造・加工が
海外で実施

非原産

STEP2

品目別原産地規則を選ぼう！

- 適用する品目別原産地規則を選択します

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

- 調査対象品に使用されたすべての材料を確認、登録します
- 選択した品目別原産地規則によって必要となる情報を入力し、規則をクリアするかどうかを判定します

同意通知

サプライヤー証明書

日本商工会議所への
原産品判定依頼

基準をクリア
できなかった

非原産

日商からの承認をもって
確認完了！

自社で原産品であること
の確認完了！

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！



(画面はP14からの続きです) 画面の表示に従い、必要事項を入力していきます。

1) 『作業担当者』部にて当操作を行う担当者名を選択 (任意)

▶作業担当者についての詳細は操作マニュアル 共通 I -6)◆各業務の「作業担当者」について を参照

作業担当者

担当者名

2) 有効期限/同意通知期限を設定

▶原産調査の見直し時期を任意で設定します (回答方法: 同意通知の場合は必須です)
▶設定は調査完了後でも可能です。その場合は、「設定しない」にチェックをつけてください

調査結果/途中経過

JAFTAS調査結果

有効期限/同意通知期限※ 設定しない 設定する

3) 「自社工場で原産資格を与える十分な生産をしていますか」を確認し、「はい」にチェック

▶詳細はFTAコラム3.生産場所の確認 参照

4) 生産工場名、生産工場住所(全角)を入力

右側に表示される下記のボタンをクリックすると、協定内容に応じた、満たすべき要件を確認することができます。

(1) 生産と特惠基準 ①生産内容の確認

生産内容の確認

自社工場で原産資格を与える十分な生産をしていますか※ はい いいえ

生産国: 日本
生産会社名: ABC鉄鋼株式会社
生産者企業登録番号:
A111111111

生産工場名と生産工場住所を入力してください

生産工場名※

生産工場住所※

省略等はず、正式な住所を入力してください

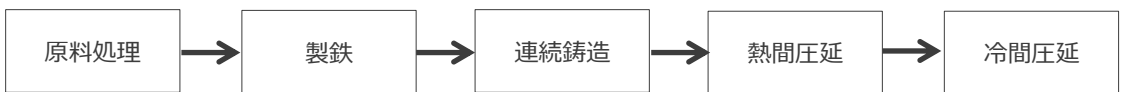
複数の工場で生産されている場合には、全て入力してください。
例) 千葉工場/埼玉工場/...
※住所も同様です

生産工程表

品名: 冷延コイル	HSコード: 7209.16	
生産国: 日本	生産場所: 千葉工場	工場所在地: 千葉県千葉市X-X-X

社内資料より、生産場所が確認できる資料 (例: 生産工程表) を入手し、日本で生産されていることを確認します。

製造工程



STEP2

品目別原産地規則を選ぼう！



5) 「原産品の基準」と 6) 「品目別原産地規則」を選択

- ▶ 詳細はFTAコラム4.原産品の基準 参照
- ▶ 青色で表示されている規則を選択してください (JAFTASにて原産性を自動判定します)
- ▶ VAルールを選択した場合は社内基準値と調査対象品のFOB/EXW価格を入力します
- ▶ 詳細はFTAコラム5.品目別原産地規則 参照

デフォルトの表示がこちらです。
特段変更する必要はありません

(1) 生産と特惠基準 ②適用原産地規則の選択

原産品の基準※ 非原産材料を使用して生産される産品/品目別原産地規則

品目別原産地規則※

	詳細	条件
<input checked="" type="radio"/>	CTH	第七二・〇八項又は七二・一一項の材料からの変更を除く。

選択可能な品目別規則は
自動表示されます

複数の規則が選択できる場合にも、鉄鋼製品
の場合には、基本的にはCTCルール
(CC/CTH/CTSH) を選択します。

※CTCルールを選択すると、以下の項目が表示されます。僅少 (=デミニマスルール) を利用する場合には、「対象品全体の価格」にチェックを入れた上で、下のボックスに価格を入力します (※デミニマスルールの解説はP31を参照)

(1) - 関税分類変更基準 (関税分類変更基準、かつ僅少 (許容限度) を利用したいときのみ)

< 僅少判定用 >

選択なし

対象品全体の価格

7) 『調査作成者情報』部を入力

- ▶ 入力した部署/氏名/電話番号/メールアドレスは根拠書類に印字されます
- ▶ 画面右端の「自分」をクリックすると、現在ログインしているユーザーの登録情報を自動で入力できます

(3) 調査作成者情報 (※根拠書類に印字されます)

資料作成者部署名※ 資料作成者氏名※

資料作成者電話番号※ 資料作成者メールアドレス※

8) 画面最下部の「次へ」をクリック
<< [原産資格調査(D) 詳細] 画面 へ>>

STEP2 品目別原産地規則を選ぼう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたと認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter
CTH : Change of Tariff Heading
CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルール（詳細はP31参照）を利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

例：冷延コイル（HSコード：7209.16）の場合

◆CCのケース

材料表		HSコード			製造・加工	冷延コイル		HSコード		
1	鉄鉱石	26	01	11				72	09	16
2	フェロアロイ	72	02	**						

フェロアロイのコードの上2桁が同じ番号なので
原産品とはいえない！

HSコードが変わらない材料については、日本の原産品であることの証明が必要となります。

4桁レベルで番号が変わっているので
原産品といえる！

◆CTH、CTSHのケース

材料表		HSコード			製造・加工	冷延コイル		HSコード		
1	鉄鉱石	26	01	11				72	09	16
2	フェロアロイ	72	02	**						

STEP2

品目別原産地規則を選ぼう！

(参考) 鉄鋼業界における主な製造パターンにおける投入材料の例示

パターン①：高炉一貫製鉄による生産

材料	HSコード
鉄鉱石	2601
フェロアロイ	7202

パターン②：電炉法

材料	HSコード
フェロアロイ	7202
スクラップ	7204

パターン③：ステンレス鋼からの加工

材料	HSコード
ステンレス鋼 半製品	7218

パターン④：その他 熱間圧延、線材熱間加工、線材冷間圧造、継ぎ目なし鋼管製造等

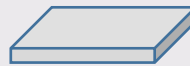
材料	HSコード
非合金鋼 半製品	7206-7207

製造
・
加工

製造
・
加工

各種 鋼材

HSコード 7208-7229、7301-7306



Heavy plates



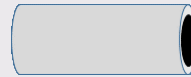
Steel coils



Steel bars



Wire rods



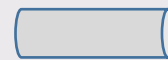
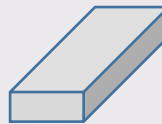
Steel pipes



H beams

ステンレス鋼半製品

HSコード 7218



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！



<< [原産資格調査(D) 詳細] 画面 >>

9) 『(2) 構成品の入力と原産資格判定』部の「インポート」 or 「FTA用BOMから作成」 or 「構成品一括追加」をクリック

(2) 構成品の入力と原産資格判定

CTC VA 条件の確認 原産資格判定

調査結果

インポート FTA用BOMから作成

階層 品番 補助品番 構成品名(英) 構成品名(日)

構成品追加 構成品一括追加

- インポート：事前に用意したファイルを取り込みます
- FTA用BOM：事前に用意、JAFTASの“FTA用BOM”に登録した情報を紐づけます
- 構成品一括追加：材料の情報を、手入力します

10) 構成品の情報を入力/取込み

インポート

鉄鋼用BOMをインポート

▶事前に用意したFTA用BOMデータを取込みます

FTA用BOMから作成

鉄鋼用BOMを紐づけ

▶事前に用意、「FTA用BOM」に登録したBOMデータを紐づけます

構成品一括追加

構成品の情報を入力し、画面最下部の「登録」をクリック

▶必須項目

品番/構成品名(日・英どちらか)

※CTCを選択した場合は、HSコードも必須

※VAを選択した場合は、個数/単価も必須

▶構成品を複数登録する場合は左下「追加」をクリックすると入力欄を追加できます

配布している鉄鋼用BOMをご活用ください！

階層	補助品番	品番	構成品名(英)	構成品名(日)	HSコード	破断対象	個数	調査結果	仕入先	価額	ステータス	破断期	有効期限	その他	備考
		2601	IRON ORE		2601				システム外	0					
		7202	FERRO ALLOYS		7202				システム外	0					
		7204	WASTE AND SCRAP		7204				システム外	0					
		7206	INGOTS		7206				システム外	0					
		7207	SEMI-FINISHED PRODUCTS		7207				システム外	0					
		7218	STAINLESS SEMI-FINISHED PRODUCTS/STAINLESS STEEL IN INGOTS		7218				システム外	0					
		7224	INGOT/SEMI-FINISHED PRODUCTS		7224				システム外	0					

構成品追加 構成品一括追加 ▶構成品一括登録作成

11) [原産資格調査(D) 詳細] 画面『(2) 構成品の入力と原産資格判定』部へ構成品情報が反映されたことを確認

▶インポート/FTA用BOMを利用した場合で、取り込んだ構成材料の中に不要な材料があれば、右側の赤いごみ箱のボタンをクリックして削除してください

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！



12) 『(2) 構成品の入力と原産資格判定』部の「原産資格判定」をクリック



13) ポップアップの内容を確認し「はい」にチェックを入れ、「原産資格判定」をクリック



14) 調査結果「達成」の表示を確認

▶ 調査結果「達成」とならず「未達成」の場合、品目別原産地規則を満たしていません。詳細は操作マニュアル [D3-10\) 原産資格判定を行う](#) を参照

▶ 構成品の調査依頼が必要と判断した場合は、[かんたんガイド②内製品 | JAFTASで構成品の調査依頼をする](#) を参照

品目別原産地規則をクリアした場合は、「達成」と表示されます
※クリアしない場合は「未達成」



15) 画面最下部の「根拠書類ダウンロード」をクリックし、根拠書類（CTC対比表）をダウンロード、内容を確認する



根拠書類は、入力した内容を元に自動的に生成されます
この時点では、「IN PROCESS」と赤字で表示されます

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！



16) 一通り内容を確認したら、画面最下部に表示される※1、※2いずれかをクリックし、ポップアップが表示されたら「はい」をクリック

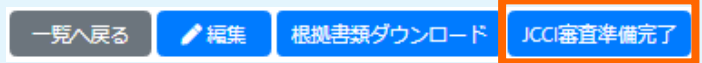
※1 回答方法：サプライヤー証明書の場合⇒「登録完了」をクリック

※2 回答方法：同意通知の場合⇒「JCCI審査準備完了」をクリック

※1 回答方法：サプライヤー証明書、対比表・計算WS



※2 回答方法：同意通知



17) 承認作業のため、再度15)と同様に一通り内容を確認したら画面最下部に表示される※3、※4いずれかをクリックし、ポップアップが表示されたら「はい」をクリック

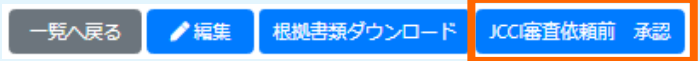
※3 回答方法：サプライヤー証明書、または対比表・計算WSの場合
⇒「調査完了 承認」をクリック

※4 回答方法：同意通知の場合⇒「JCCI審査準備前 承認」をクリック

※3 回答方法：サプライヤー証明書、対比表・計算WS



※4 回答方法：同意通知



▶「調査完了 承認」「JCCI審査依頼前 承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！



～～ここまでで、輸出品の原産性が確認できました～～
この後は、回答方法によって手続きが異なります

回答方法が

同意通知

日本商工会議所への
原産品判定依頼 (P34へ)

JAFTASの外でJCCI (日商) へ原産品判定依頼、同意通知を行う
▶ JAFTASとJCCIの第一種特定原産地証明書発給システムは別のシステムです
▶ JAFTASから当該製品のデータを出だし、JCCIのシステムにアップロードが可能です
▶ 一連の手続きの流れについては[FTAコラム7.JAFTASと日商システム](#) 参照

回答方法が

サプライヤー証明書

調査回答・回答送信(A)に移動するために画面右上の回答ID (A+10桁) をクリック



A : 回答の送信へ進む (P42へ)

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(参考) 材料のHSコードが分からない場合の調べ方

HS LABでの確認方法 (1/2)

東京共同トレード・コンプライアンスが提供するFTA Portの「HS LAB」で、材料のHSコードの候補とそれに関する定義等を確認することができます。



Word Search – 用語から検索をしたい方 –

- 本事業にご賛同いただいた業界団体および所属企業より提供された情報をデータ化し、業界専門用語等から産業業界専門用語データは、実証期間中、随時追加いたします。
- 業界用語だけでなく、HS品目表の言葉からも検索可能です。
- HSコードを特定すると、関連する注や解説の確認、さらに関税率の確認や削減効果額の試算も可能です。

[検索画面はこちら！](#)

HS LAB
以下のURLへアクセスする
<https://jaftas.jp/hslab/>

Word Searchの
「検索はこちら！」を選択

「協定」を選択し、「用語」に検索したいワードを入力し、「検索」をクリック
※「対象」はデフォルトの「号の規定」のままでもOK

HSコードの候補が表示されるので、当てはまるもののコード（虫眼鏡マーク）をクリック

HS品目表の注、関税率表解説のリンクをクリックし、内容を確認

最新の関税率表解説の確認はこちら
<https://jaftas.jp/hscore/user/code.php>

協定※
協定の選択 ▼
[協定と年版の対応を確認](#)

国 ※協定を選択ください

用語※
用語を入力 🔍

✓複数の場合「;」を挿入ください
✓複数の場合全単語を含む検索

対象 号の規定 ▼

類	項	号	号の記載
25	25.02	Q 250200	硫化鉄鉱（焼いたものに限る。）
26	26.01	Q 260111	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。） -- 凝結させていないもの
		Q 260112	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。） -- 凝結させたもの
		Q 260120	焼いた硫化鉄鉱
72	72.03	Q 720310	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼

HS品目表の注、関税率表解説 (2017のみ)

HS品目表の注はWCOのLegal Note、関税率表解説はWCOのExplanatory Noteが基になっています。

HSコード	内容	HS品目表の注	関税率表解説
第5部	鉱物性生産品	注	-
第26類	鉱石、スラグ及び灰	注	-
第26.01項	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	-	-
第2601.11号	- 鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。） -- 凝結させていないもの	-	-

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(参考) 材料のHSコードが分からない場合の調べ方

HS LABでの確認方法 (2/2)

材料が、鋼材、鉄鋼製品の場合は、「Quick Search」からより簡単に確認することができます。



HS LAB
以下のURLへアクセスする
<https://jaftas.jp/hslab/>

Quick Search
の「鋼材・鉄鋼製品」をクリック

一覧表から該当するものを探し、
4桁のHSコードをクリック

ポップアップが表示されるので、
さらに該当するものを探し、
6桁のHSコードを特定

第72類 鉄鋼

品目	非合金鋼
鋼塊・半製品: インゴット、スラブ、ピレット、フルーム 	7206 鋼塊(非合金鋼)
	7207 半製品(非合金鋼)
鋼板類: 厚板、薄板、コイル  	7208 非合金鋼広幅熱延鋼板類(厚中板も含む)
	7209 非合金鋼広幅冷延鋼板類
	7210 非合金鋼広幅表面処理鋼板類
	7211 非合金鋼狭幅熱延鋼板類 非合金鋼狭幅冷延鋼板類 (みがき帯鋼)

非合金鋼	インゴット	7206.10
	その他	7206.90

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

▶ CTCルールをクリアしなかった場合の対応方法

1. 救済規定の適用

協定により、“デミニマスルール”と呼ばれる救済規定が設けられています。まずは、それらの規定が適用できるか確認します。

用語解説

デミニマスルールとは ※CTCルールの場合のみ適用可能

非原産材料の価額が、製品の価額に対して、利用する協定に規定されている割合を超えていないことを条件として、HSコードの変更が認められない場合であっても、調査対象品を原産品と見做す規定です。（繊維製品等については価格ではなく重量で割合を計算する場合があります）

詳細は、以下P63～を参照

「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～」

2022年4月 財務省関税局・税関 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf

例：冷延コイル（HSコード：7209.16）：PSRがCCの時に、デミニマスルールを適用する場合

材料表		HSコード		
1	鉄鉱石	26	01	11
2	フェロアロイ	72	02	**



冷延コイル	HSコード		
	72	09	16

投入されたフェロアロイについて、以下の条件に当てはまるかどうかを確認します！

協定名	第71～93類
日シンガポール協定	製品のFOB価額の10%以下
日メキシコ協定	
日マレーシア協定	
日チリ協定	
日タイ協定	
日インドネシア協定	製品の工場渡し価額の10%以下
日ブルネイ協定	
日フィリピン協定	
日スイス協定	製品のFOB価額の10%以下
日ベトナム協定	
日インド協定	
日ペルー協定	
日オーストラリア協定	
日モンゴル協定	
日アセアン協定	
TPP11	
日EU協定	
日英協定	
RCEP	製品のFOB価額の10%以下

冷延コイル	FOB価格
	10万円

材料費	
鉄鉱石	XXXXXX円
フェロアロイ	5,000円

FOB価格に対して、5%

基準値 ≥ 計算結果

フェロアロイについて、
デミニマスルールの基準を
満たしているといえる！

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

▶ CTCルールをクリアしなかった場合の対応方法

2. 材料の原産性を立証

品目別原産地規則の基準をクリアしなかった場合には、調査対象品の構成品に遡って原産性を立証することで、その構成品を“原産材料”として扱うことができるようになり、基準をクリアできる可能性が出てきます。構成品を“原産材料”として扱うためには、その原産性を示す為の根拠（他社から購入した構成部材であればその生産者によって行われた原産資格調査の判定結果を示すもの）を入手します。

例①：スクラップのケース

冷延コイル（HSコード：7209.16）：PSRがCCの時に、スクラップについて原産性を立証する場合

材料表		HSコード		
1	スクラップ	72	04	* *
2	フェロアロイ	72	02	* *

製造
・
加工

冷延コイル	HSコード		
	72	09	16

「このスクラップは日本の原産品です！」という証明を作成/取得します。

(例)
日本国内で回収したくずであることを誓約する誓約書

スクラップについて、「原産材料」と扱うことができるため、番号の変更が無くてもOK！

材料表		HSコード		
1	スクラップ	72	04	* *
2	フェロアロイ	72	02	* *

製造
・
加工

冷延コイル	HSコード		
	72	09	16

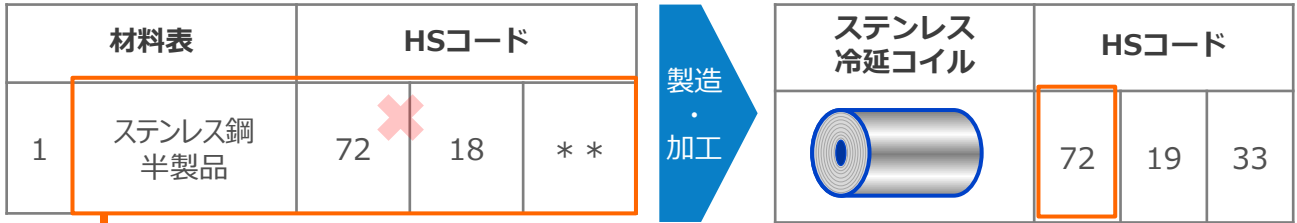
STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

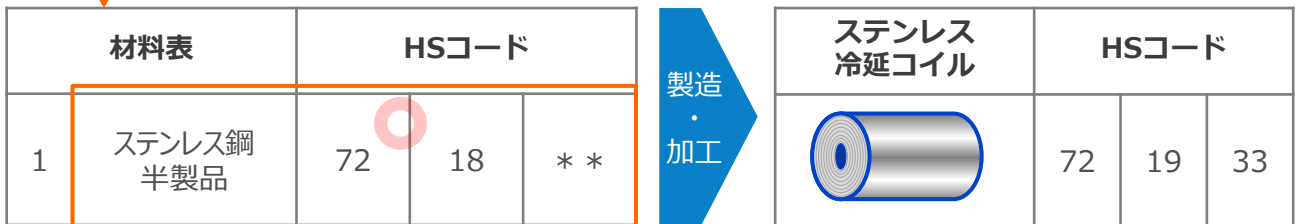
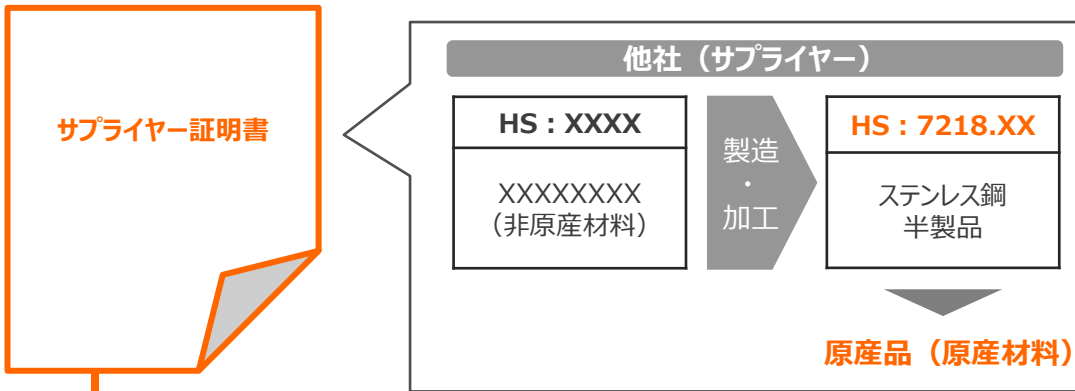
CTCの場合

例②：その他鉄鋼製品のケース

冷延コイル（HSコード：7209.16）：PSRがCCの時に、ステンレス鋼について原産性を立証する場合



「このステンレス鋼は日本の原産品です！」という証明を、購入先のメーカーから取得します。



ステンレス鋼について、
「原産材料」と扱うことが
できるため、番号の変更が
無くてもOK！

回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼

希望回答方法が「同意通知」である場合には、製品の生産者は、日本商工会議所に原産性の根拠書類等を提出し、原産性の判定を依頼する、「判定依頼」を行います。

※手続きは、日本商工会議所の「発給システム」を通じて行います。システムはインターネット上で操作可能ですが、システムの利用には事前の企業登録が必要となります。（P16参照）

日本商工会議所HPより

「判定依頼」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/6.html>

(日商手続きのイメージ)



※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

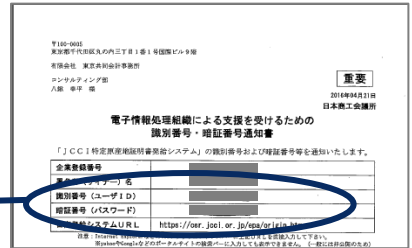
回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼

第一種特定原産地証明書発給システムから判定依頼を行う手続きは以下の通りです。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

First-kind Specific Origin Certificate Issuance System login form with fields for User ID and Password.



2 「原産品判定依頼書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする

Main system dashboard showing navigation options and a table of 'Original Product Determination Request Forms' with a red circle around the 'New Input' button.

3 誓約に同意後、次の画面で協定、判定事務所を選択する

Agreement and selection screen for the determination system, with red circles highlighting the agreement button and the selection dropdowns.

回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼

4 生産者の「企業登録番号」を入力する

原産品判定依頼書

■判定依頼者
原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。
(この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報(証明資料)を入力する必要があります)。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者

● 企業登録番号
● 和文氏名
● 和文社名(屋号)
● 郵便番号
● 所在地

■生産者情報
製品の生産者を記入してください。
※生産者が企業登録している場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録していない生産者の場合は、企業登録番号欄に「99999999」(数字9桁)を入力して情報を入力してください。
※英文所在地は、国名(英字)まで、半角(半角)まで、半角(半角)で入力してください。

生産者

● 企業登録番号: 半角英数字
● 和文社名(屋号): 全角
● 英文社名: 半角
● 電話番号: 半角
● FAX番号: 半角
● E-mail: 半角
● 郵便番号: 半角数字
● 和文所在地: 全角
● 英文所在地: 半角

5 以下の必要事項を入力または選択する

製品HS
コードを入力

製品の
英語名
を入力

原産品の
カテゴリーを選択

適用した
品目別原産地
規則を選択

原産品判定依頼書

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品(Description of good(s))
原産品判定の対象となる製品の関税分類番号(半角数字9桁)と原産品名(英字)を記入してください。
※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう記入してください。
※ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。
※この表記は、原産地証明書のField4: Description of good(s)に反映されます。
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を記入してください。

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁) HINGE
830210

原産品判定対象の輸出産品名(英文)

■特恵基準(Preference criterion)
協定に基づき、輸出される製品が関税上の特恵待遇を得るためには、特恵基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。
※特恵基準を選択してください。

(2)原産品判定基準: 原産品判定基準を下記から選んでください。

A 日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第28条1(a))
 B 日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第28条1(b))
 C 日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則(附属書二)の要件等を全て満たす産品(協定第3章第28条1(c))

(3)(2)のAを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

1 付加価値基準(VA)
 2 関税番号変更基準(OTC)
 3 加工工程基準(SP)
 4 付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(OTC)

6 典拠書類(根拠書類)の種類を選択し、PDFファイルをアップロードする

(4)典拠書類を選択してください。

管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択	ファイル選択
1	対比表	ファイルを選択	選択されていません
2		ファイルを選択	選択されていません
3		ファイルを選択	選択されていません
4		ファイルを選択	選択されていません
5		ファイルを選択	選択されていません

メール・FAX等で資料を提出します。

メール・FAXにて提出する場合は、チェックを入れる。



回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所への原産品判定依頼

7

救済規定の有無を選択し、「判定依頼」をクリックする（※連絡先等は必要に応じて入力）

原産品判定依頼書 メニューに戻る

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。

※(5)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

<input type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	僅少(OI)（協定第3章第3.0条及び附属書IIの規定による僅少の非原産材料を使用する場合）
<input type="checkbox"/> 2	異種(AOI)（協定第3章第2.9条による材料を使用する場合）
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料(例)（協定第3章第3.4条による産品及び材料を使用する場合）

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	<input checked="" type="radio"/> 氏名：全角	
	<input checked="" type="radio"/> 電話番号：半角	
	FAX番号：半角	
	Email：半角	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

Email送信希望	<input type="radio"/> 希望する	<input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail：半角	※メインメニューで初期値を設定できます。
-----------	----------------------------	--	-----------	----------------------

本データは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)、発給後閉鎖に保存されます。

根拠書類等に問題なければ、原則3営業日で承認されます

■ 詳細マニュアル

日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P27～

判定依頼 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=27



■ 判定事務所

事務所名	問合せ先電話番号	事務所名	問合せ先電話番号
東京事務所	03-6364-7771	京都事務所	075-341-9761
横浜事務所	045-671-7406	大阪事務所	06-6944-6216
浜松事務所	053-452-1112	福岡事務所	092-441-1230
名古屋事務所	052-223-5720	北九州事務所	093-541-0185

判定依頼ができる事務所は限られています

判定承認がおり、「判定番号」が入手できた！

同意通知の手続きへ

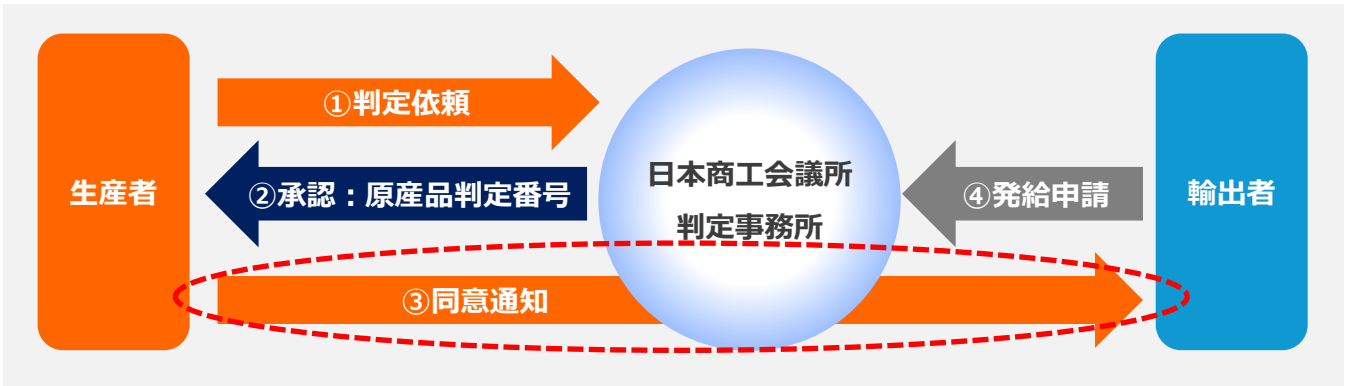
回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所での同意通知の手続き

日商の判定承認後に、日商から発行された「原産品判定番号」を、輸出者が証明書の発給申請のために利用することについて「同意」する旨を、日商へ「通知」します。これを「同意通知」と呼びます。

輸出者は原産品判定番号を基に原産地証明書の発給申請を行うことになります。同意通知がされない限り、輸出者は発給申請することができません。

(日商手続きのイメージ)



■ 詳細マニュアル

日本商工会議所 第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P41～
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=41

※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所での同意通知の手続き

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を作成・提出する手続きは以下の通りです。詳細は、前ページでご紹介した日商マニュアルを参照してください。

1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

2 原産品判定依頼書入力より同意通知書作成画面を開く

3 同意通知書を提出する

画面に沿って進み、
以下が表示されたら
提出完了！

回答方法：同意通知の場合

日本商工会議所における一連の手続きが終わったら・・・



18) JCCIから原産品判定を取得し同意通知を終えたら、対象調査IDの「原産資格調査(D) 詳細」画面を開き画面最下部の「JCCI審査完了」をクリック



19) ポップアップのSTEP1～STEP3、「日商の判定番号を取得したか」「日商判定番号」「有効期限/同意通知期限」を入力し「実行」をクリック

▶ JCCIで取得したものと同一の内容を入力します



20) 承認作業のため、再度全体の内容を確認の上、画面最下部「調査完了 承認」をクリックし、ポップアップが表示されたら「はい」をクリック

▶ 「調査完了 承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません



21) 調査回答・回答送信(A)に移動するために画面右上の回答ID (A+10桁) をクリック



A : 回答の送信へ進む (P42へ)

PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~44)

A
Answer

依頼の受信

D
Determine

原産資格調査

A
Answer

回答の送信

A : 依頼の送信でやること

P42

作業手順

P42

JAFTAS操作方法

P43

+α

その他の対応事項

(P45~48)

A : 回答の送信 でやること

依頼者に回答を送信しよう！

依頼者に対して、原産品であることの結果とともに、同意通知/サプライヤー証明書それぞれの回答方法に合わせた情報を送信します。



作業手順

基本の操作の流れは1つですが、回答方法によって確認するポイントが異なりますので、注意してください。

回答方法が

同意通知

- P40で入力した日商の判定番号や同意通知の期限が回答内容に反映されます

回答方法が

サプライヤー証明書

- サプライヤー証明書は、JAFTAS上で自動的に生成されますので、内容に不備がないかをチェックします

1) 『調査結果』部の内容を確認し、画面最下部の「回答内容入力」をクリック

調査回答・回答送信 (A) 詳細 ID: A0000000127 ← 履歴: 0000000775(調査完了)

受付前 → 確認中 → 調査中 → 支給品調査中 → **調査完了** → 回答完了承認待 → 回答済 → 承認済

作業担当者: 日比谷穂定子 (営業一部)

依頼情報

依頼ID R0000016093 企業ID C000000201

依頼者 日比谷自動車

一覧へ戻る

回答内容入力

2) 『回答内容』部の情報を必要に応じて編集

▶ 必須項目

住所 (日) / 担当者 (日) / 電話番号 / 所属部署

▶ 『調査結果』および『回答内容』は依頼者へ伝達されます

▶ 「自分」をクリックすると現在ログインしているユーザーの登録情報を自動で入力できます

調査回答・回答送信 (A) 編集 ID: A0000000127

受付前 → 確認中 → 調査中 → 支給品調査中 → **調査完了** → 回答完了承認待 → 回答済 → 承認済

回答内容

回答ID A00000000XXX

企業ID C00000000XXXX

回答者 (日) ABC鉄鋼株式会社

回答者 (英) ABC STEEL CO., LTD.

事業部名 (日)

事業部名 (英)

住所 (日) * 入力 or 「自分」クリック

住所 (英)

担当者 (日) * 入力 or 「自分」クリック **自分**

担当者 (英)

電話番号* 入力 or 「自分」クリック

所属部署 (日) * 入力 or 「自分」クリック

所属部署 (英)

メールアドレス

回答者品番 Steel Products

回答日

確定日

メッセージ

3) 内容を確認後、画面最下部「入力完了」をクリックし、表示されるポップアップの「はい」をクリック

一覧へ戻る

入力完了

(回答方法がサプライヤー証明書の場合)
『回答内容』部のメッセージ欄の下の「サプライヤー証明書」をクリックし、サプライヤー証明書をダウンロード、内容の確認を行う



サプライヤー証明書

サプライヤー証明書は、入力した内容を元に自動的に生成されます
この時点では、「IN PROCESS」と赤字で表示されます

- 4) 承認のため、再度3) 同様に内容確認の上、画面最下部「回答完了 承認」をクリックし、表示されるポップアップの「はい」をクリックして回答送信完了
- ▶「回答完了 承認」ボタンは確定権限を持つユーザーにしか表示されません
 - ▶「回答完了 承認」クリック後のステータスは「回答済」になります
 - ※英文のサプライヤー証明書は、回答送信後納品先の承認後にダウンロードできるようになります
 - ※サプライヤー証明書について詳しくは[FTAコラム6.書類の準備](#)を参照



～操作はここまでで完了です～

- 5) 納品先にて回答内容が承認されると、当該データのステータスが「回答済」から「承認済」へと変わる

この段階で、サプライヤー証明書上の「IN PROCESS」の赤字が消えます

その他の対応事項

PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~44)

+a

その他の対応事項 (P45~48)

(1) その他の対応事項

P47

(2) 当局による調査について

P48

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
書類の保存	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。</p> <p>輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="329 542 1318 788"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
各種書類・手続きの有効期限の管理	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者は、有効期限の管理を行う必要があります。</p> <p><有効期限の管理が必要な例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤー証明書 ・同意通知期限 																														
定期的な再調査の実施	<p>繰り返し輸出される製品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるため、過去に調査済みの製品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直すことが重要です。</p> <p><確認ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 品番・品名 <input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所） <input type="checkbox"/> 生産工程 <input type="checkbox"/> 部品・材料 																														
原産性喪失の通知	<p>生産者は、対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合は、速やかに依頼者に通知しなければなりません。</p>																														
当局による調査 (※詳細は次ページ参照)	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。必要に応じて、輸出品や構成品の生産者へ調査に対して、根拠書類や必要な説明を行うことを依頼します。</p> <p>▶参考資料（経済産業省） 「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

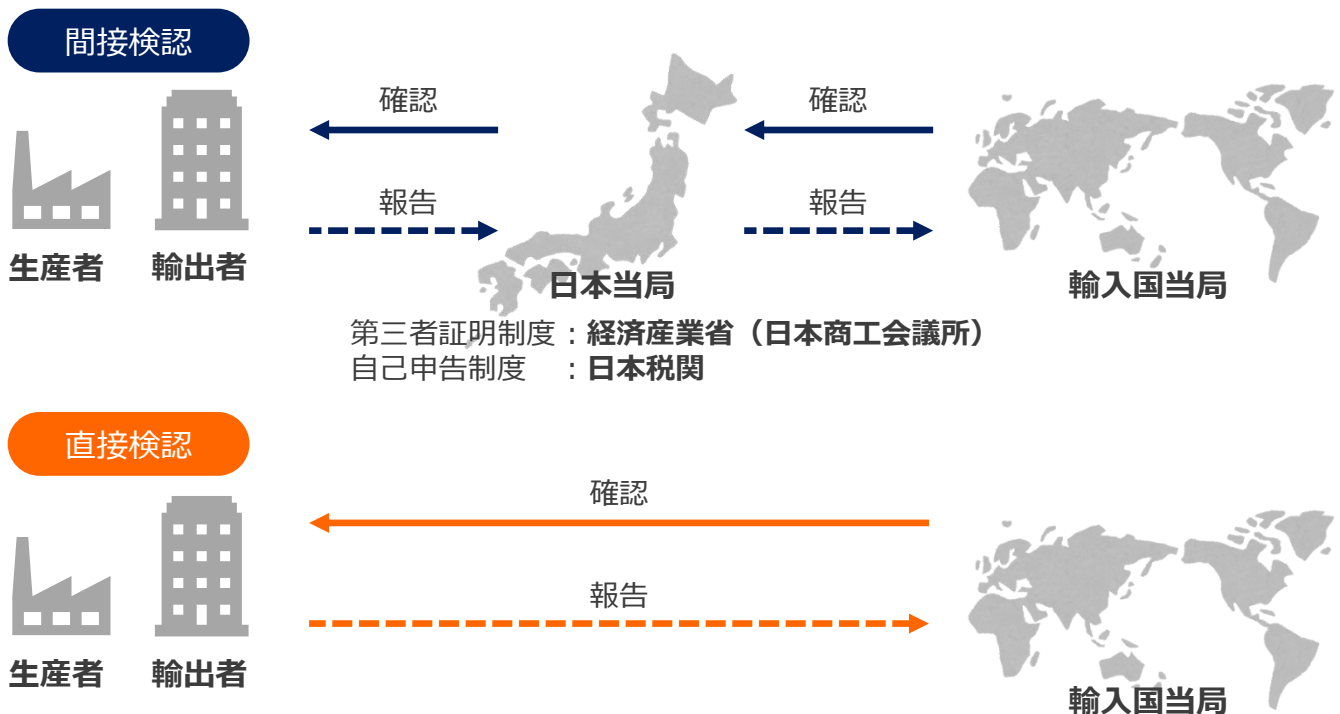
日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

- ※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています
- ※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます
- ※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の間合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>
- ※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者につながるようになっていきます

事後確認のフローの例



EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: epa-desk@epa-info.go.jp



日本貿易振興機構(ジェトロ)

電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp
TEL: 03-3283-7850

本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング24階

HP: <https://jaftas.jp/>
E-mail: jaftas_info@tktc.co.jp
TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、一般社団法人日本鉄鋼連盟のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。